

株式会社蓮池設計との 「浜松いわた信用金庫ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約締結について

浜松いわた信用金庫（理事長 高柳 裕久、以下「当金庫」）では、SDGs への取組み及び持続可能な社会への貢献を実現するため株式会社蓮池設計様と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（以下 PIF）の契約を締結しましたので下記のとおり、お知らせいたします。

企業概要

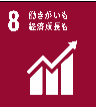
株式会社蓮池設計様の取組みについての詳細は、「評価書」をご参照ください

事業者名	株式会社蓮池設計
所在地	静岡県浜松市中央区住吉5丁目22-20
業種	設計業（水道事業に関する基本計画の策定、水道施設に関する基本設計、施工管理、施設の耐震診断）

実施内容

契約日	2026年3月31日
融資金額	非公開
資金使途	運転資金

同社におけるインパクトを、以下のとおり評価しました。（詳細は別添の「評価書」をご参照ください）

社 会	・従業員の増加 ・継続的な賃上げの実施 ・労働災害の発生の徹底的な防止 ・時間外労働時間の削減 ・定年制の引き上げ	  
社 会 社会経済 自然環境	・新たな汚染物質への対応	  

「PIF」は、企業活動において環境・社会・経済に及ぼすポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの低減を包括的に分析・評価することで、資金供給と当該活動の継続的な支援を目的とする融資商品です。

事業者様の企業活動そのものが SDGs や ESG 等に与えるポジティブ及びネガティブなインパクトを当金庫および（一財）しんきん経済研究所が（株）日本格付研究所の協力を得ながら評価を実施します。

また、事業者へのインパクト評価で特定された KPI について、進捗状況、適切に回避・低減されているか融資期間中におけるモニタリングを実施します。

浜松いわた信用金庫は、お客様の SDGs・ESG 経営に向けたソリューションの提供や対話を行い、長期に亘る信頼関係構築と持続可能な地域社会の構築に取り組んでまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

SDGs 推進部 久米・竹内

TEL : 0 5 3 - 4 0 1 - 1 8 1 3

(平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0)

以上



ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：株式会社蓮池設計

2026 年 3 月 31 日
一般財団法人 しんきん経済研究所

目次

<要約>	1
1. 企業概要	2
1-1 事業概況	3
1-2 経営理念・経営方針、体制	5
1-3 水道行政の動向	6
2. サステナビリティ活動	7
2-1 社会面での活動	7
2-2 社会経済面での活動	9
2-3 自然環境面での活動	9
3. 包括的分析	11
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析	11
3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定	11
3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性	11
3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法	11
4. KPI の設定	13
4-1 社会面	13
4-2 社会・自然環境面	16
4-3 社会・社会経済・自然環境面	17
5. マネジメント体制	18
6. モニタリングの頻度と方法	18

<要約>

株式会社蓮池設計（以下、当社）は、1955年に静岡県で初めて水道事業に特化した設計事務所として創業した企業である。同社は「蛇口をひねれば水が出る」という当たり前の日常を守ることを経営理念に掲げ、単なる図面作成にとどまらず、水道事業者の意思決定を支援する基本計画の策定から、設計、施工管理、施設の耐震診断までを包括的に手掛けている。

業務プロセスにおいては、水道法に基づいた水質基準の遵守や施設基準の維持を前提としつつ、将来の水道料金設定やインフラのダウンサイジングを見据えた高度な提案・助言を行っている点が特徴である。

サステナビリティ活動においては、社会・社会経済・自然環境の三側面から以下の取り組みに注力している。

社会面では ワークライフバランスの改善に注力し、「ふじのくに健康づくり推進ゴールド事業所」に認定され、平均時間外労働を月12時間程度に抑制している。また、定年制の延長など様々な社員に活躍してもらうための整備を改革するとともに、賃上げを今後も継続していく方針を明確にしている。加えて、災害時における事業継続計画（BCP）を策定し経済産業省「事業継続力強化計画」の認定取得を進めるなど、災害時でもインフラ復旧の先陣に立てるように体制を整えている。

社会経済面では、公共の水道インフラの老朽化への対策が急務であり、安心安全な飲料水の供給においては、長年の技術や経験などが蓄積している当社が期待される場面は広がっている。

自然環境面では自社の社屋への太陽光発電システムの設置によるCO2排出削減や、近年問題となっているPFAS等の新たな有害物質への対応のため、情報収集と除去技術の研究を担う専門チームの設置を予定しており、安心安全な水供給の維持について貢献を続けていくものとしている。

以上、本ファイナンスを通じて、同社は専門技術の継承を進めて社会インフラの強靱化を実現し、地域社会の持続可能性に寄与することを目指している。

今回実施の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	非公開
資金使途	運転資金
モニタリング期間	5 年間

1. 企業概要

企業名	株式会社蓮池設計	
所在地	本社：静岡県浜松市中央区住吉 5-22-20	
事業所	東京営業所：東京都練馬区石神井町7-17-39 磐田営業所：静岡県磐田市中泉1836-2 掛川営業所：静岡県掛川市長谷3-11-1 伊豆営業所：静岡県伊豆の国市長岡1201-2 静岡営業所：静岡県静岡市葵区大岩2-46-20 島田営業所：島田市島202-7	
従業員数	15 名（2025 年 12 月現在）	
資本金	2,000 万円	
事業内容	水道事業に関する基本計画の策定 水道施設に関する基本設計 水道法に基づく必要な書類の作成 施工に必要な設計図書の作成 水道施設に関する構築物の設計 施工管理 施設の耐震診断	
許認可・登録・特許・認証等	測量業者 第（10）-11155 号 建設コンサルタント 建 03 号第 3279 号（上水道及び工業用水道 部門・下水道部門） 一級建築士事務所 静岡県知事登録 （5）第 6397 号	
主要取引先	主に静岡県内の市町などの水道事業者 民間ディベロッパー	
沿革	1955 年 1958 年 1970 年 1986 年 1997 年 2005 年 2006 年 2007 年 2013 年 2021 年	蓮池水道設計事務所として浜松市にて創業 株式会社蓮池水道設計事務所を設立 東京営業所を設置 株式会社蓮池設計に商号を変更 本社を現在地に移転 磐田営業所を設置 掛川営業所を設置 伊豆営業所を設置 静岡営業所を設置 島田営業所を設置

1-1 事業概況

(1) 事業概要

当社は、現代表者の蓮池康彦氏の祖父である蓮池勇氏が1955年に浜松市で開業した蓮池水道設計事務所を母体とする企業である。土木建築設計の分野で水道事業に付帯した設計・施工管理業務に特化して1958年には組織を法人化（株式会社）とした。1960年に二代目社長に蓮池昇氏が就任、業務の拡大に伴い1970年には東京営業所を開設した。2002年には現社長である蓮池康彦氏が就任し、水道インフラの老朽化の進行に伴い営業基盤である静岡県内の拠点を充実させた。

事業規模

2025年7月期	金額（単位：百万円）
売上高	282百万円
経常利益	55百万円

（当社資料より）

(2) 業務プロセス

日本の水道事業は「水道法」（昭和32年法律第177号）を根幹として実施される。法の目的は清浄・豊富・低廉な水の供給によって公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ること、計画的な整備により水道事業を合理的に運営し、将来にわたって安定供給を確保することである。同法によって、水道事業は以下のように規制管理されている。

① 事業の認可制

水道事業はほとんどの場合、市町村が運営する公営事業であり、事業の実施や変更等には都道府県知事または国土交通大臣の認可を要する認可制が採られている。

② 水質基準の順守

「水質基準に関する省令」に基づき 51 項目の水質基準が設けられている。

③ 施設基準

貯水ダムから家庭の蛇口までの水道施設は、地震等の災害に耐え汚染を防ぐための構造基準を満たす必要がある。

④ 給水装置の管理

配水管から各家庭に引き込まれる給水装置やビル・マンション等の貯水槽についても衛生管理や点検のルールが定められている。

このような現行の水道行政・事業において、当社が果たすべき役割は単に管路を整備するための図面を作成することにとどまらない。当社の業務は市町村等の水道事業者と協力して、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るために、水道整備の基本計画の策定に関わるところから始まる。

<業務プロセス>

① 水道事業に関する基本計画の策定

水道事業者の依頼を受け、水道施設の新設・更新・補修などの計画を策定する。場合によって

は、事業実施の優先順位の決定など、水道事業者の意思決定に資する調査などを実施し、議論に参加し助言を行う。また、水道事業者の財政・経営状況等も把握したうえで、各種の予測式を使用して将来的な水道料金の設定を行っている。

なお、当社は長い業歴から静岡県内の水源地や貯配水場等の水道施設の状況を詳細に把握しているが、水道事業者からの相談の段階で必ず現地調査を実施している。

② 水道施設に関する基本設計の作成

基本計画に基づき、基本的な設計を行う。

③ 水道法に基づく必要な書類の作成

水道事業は全てが県知事または国土交通大臣の認可が必要であることから、水道事業者が行おうとする計画を実施するための申請文書の作成または作成を補助する。

④ 施工に必要な設計図書の作成

認可後に基本計画・基本設計による施設の建設・改修などの工事を実施するための設計図書を作成する。

⑤ 施工管理業務

水道事業者からの各種工事の施工管理業務の受託では、工事中の工程管理や品質管理、記録等に加え、完了後の検査・竣工図書の作成にも携わっている。このように工事の全ての工程と工事完了後も水道事業に深く関与している。

【当社の設計・施工管理による施工実績】



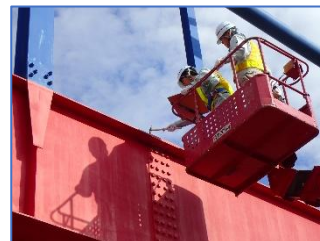
芳川橋水管橋外 3 橋耐震診断・実施設計（2010 年）



牧之原配水池築造工事設計（2003 年）



江間浄水場送水ポンプ施設改修詳細設計（2020 年）



常光水管橋点検及び補修設計（2017 年）

1-2 経営理念・経営方針、体制

(1) 経営理念と企業文化

当社は『蛇口をひねれば水が出る』そのあたりまえを私たちは守り続けます。」を経営理念として社内外に対して発信している。

水は家庭生活で飲料・清浄用として使用され、また農業・工業などの産業分野でも作物の育成や設備の冷却・洗浄に大量の水が使用される。水道は電気・ガスなどの中でも、調達の容易さと必要な質と量の確保を考慮すると代替できる施設はないという点においては貴重なインフラであるといえる。この経営理念は、必要不可欠で代替できないインフラを拡充し老朽化した設備を更新することで、地域の生活や産業を陰から支えてきた当社の 70 年の歴史から発せられている。

そして、時間の経過や社会の変化とともに当社のミッションも変化してきており、水道施設の図面を描くだけでは期待に応えられなくなっている。当社では「管路の図面を描くことは仕事ではない、我々は設計屋ではないのだから。」という企業文化が根付いている。

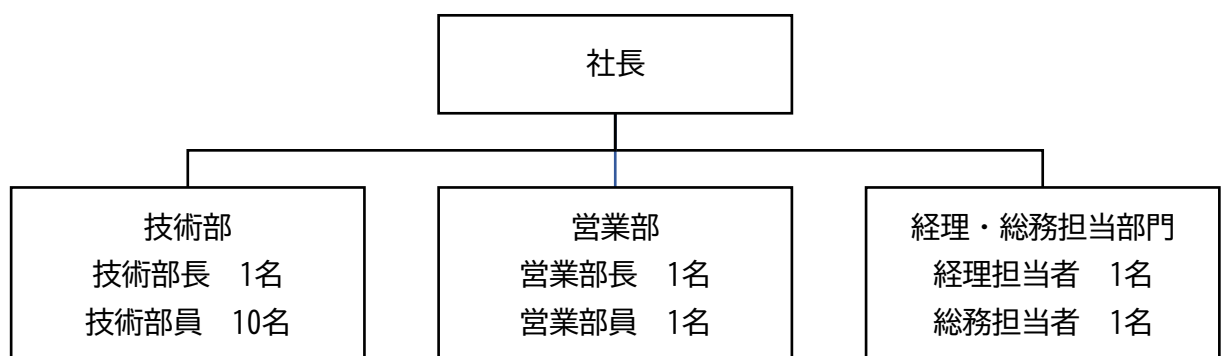
ともすれば、設計会社は図面を作成することが主な業務であると考えられがちであるが、当社では、「図面を作るのは関係者との情報・知識を共有するツール・手段であって目的ではない。」という考え方が浸透している。当社は水道事業者等に対して常に提案・助言していく立場での業務遂行が求められるからである。そこで、毎月 1 回実施している全体の会議では、各担当者が受け持っている設計業務の進捗状況や原価の状況・業務粗利益も開示されるだけでなく、その設計業務の問題点や共有すべきポイントなどが話し合われる。当社の設計者はどのような考え方をして委託者をより良い方向へ導いていくことが使命であると考えている。その意味では、この会議は若い社員にとってはプレゼンテーションの訓練の場でもある。

よって会議等では、担当している案件について「どうでしょうか？」と質問することは不適切とされている。仮に自分だけで最適解にたどり着けなくても、自分なりの意見を持つこと、発信することが大切であるという認識で業務が遂行されており、経験の少ない社員のブレイクスルーを促す OJT の機会にもなっている。

このように水道事業者とともに計画を立ち上げから議論を共にして、最適な計画を申請・実施していく当社では「次にも頼みたい」と思っていただくことが品質と信頼であると考えている。

(2) 組織

当社は以下の組織をもって運営されている。



技術部は、水道に関する施設の設計などを担当しているセクションであるが、水道事業者との意見交換をして将来のあるべき姿を共に考えて事業の進行方向を示唆していくことが主要な業務である。

営業部は、水道事業者との情報交換を通じて顕在化しているあるいは潜在化しているニーズから、真に求められていることを分析し、技術部へフィードバックしている。

経理・総務担当部門は全社の資金管理と人事・総務部門を受け持っており、社長が直轄している。全社の社員の構成は以下のとおりである。

(単位：人)

2025年12月末	正規社員	パート	合計
男性	10	—	10
女性	3	2	5
合計	13	2	15

(当社資料から当研究所が作成)

パート社員はそれぞれ育児等の事情により、1名は正社員から時間勤務に切り替えた者、もう1名は時間勤務から正社員への変更を予定している者である。このように、社員それぞれの個別の理由によって変化してくる働き方の希望に対しても柔軟に対応している。

1-3 水道行政の動向

日本の現代社会を支える基盤の中で上下水道システムは、その高い重要性が認識されている一方、脆弱性の顕在化も指摘されている。世界最高水準にあるといわれる日本の水インフラは、現在、高度経済成長期に埋設された膨大なストックの一斉老朽化、気候変動などによる外力の激化、人口減少に伴う財政基盤の縮小、そして新たな化学物質による汚染の可能性という四つの課題に直面している。

例えば、埼玉県八潮市での巨大道路陥没、異例の寒波による設備被害、能登半島地震における復旧の長期化、そして全国各地で検出される有機フッ素化合物（PFAS¹）など、2024年から2025年初頭にかけて発生した上下水道に関わる一連の事故・事案は、これらが個別のトラブルだけではなくシステム全体の構造疲労をも示すものである。これらの事故・事案は、我々が依存する「水」の安全保障が物理的にも化学的にも、加えて水道行政の経営のあり方においても強靱性を回復・維持していくことの重要性を示唆している。

今後も相当な年月にわたって続く「人口減少時代」では、国民のインフラとしての水道機能を維

¹ 「ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物」という1万種類以上ある人工化学物質の総称で、熱や化学的にも非常に安定しており分解されにくい特徴がある。2026年1月時点において、日本では水道法の「毒性は低い管理すべき項目」には指定されているが、除去・軽減は努力義務であり「基準を越えたら給水停止」などの重い措置が義務づけられる「水質基準項目」には指定されていない。

持・向上させながら、そのインフラ整備には優先順位の決定と集中的な資本投下が求められることになる。具体的にはインフラのダウンサイジングと品質の管理を両立させ、かつ強靱性の高いインフラへの更新を完了させていくことが国土で生活・生産する者に不可欠である。この点からも、当社のようなインフラ整備の分野における専門的な設計業に対する需要は大きく根強いものと判断される。

2. サステナビリティ活動

2-1 社会面での活動

当社は業歴も長いことから人事労務関係の社内体制は法改正や制度改正に伴い、顧問の社会保険労務士の指導の下で常にメンテナンスされており、適法に実施されている。よって2026年1月時点において社会保険への加入や休暇・休業など就業にかかることは非正規社員も含めて、法律で定められている福利厚生は整備されており、加えて後述する社内の教育制度の充実なども図られている。

(1) 災害への対応

当社が所在し営業エリアとしている静岡県は南海トラフ地震による被害想定地域である。また近年では台風等で発災すると、被害を受けた水道施設の早急な復旧のために地方自治体や水道事業者から、閉鎖・開放すべき閘門（取水口）に関する相談、発災箇所の復旧見込みの把握、復旧工事の計画の策定などの業務の依頼を受けることが多くなっている。このため、天災が発生した場合に当社が業務を遂行できなければ、地域社会を支える水インフラも復旧が遅延し市民生活に重大な影響を及ぼすことになる。

当社ではその責任の大きさを鑑み、それまで整備していた社内規定だけでなく、災害時における事業継続プラン（BCP）を策定し、2020年3月に経済産業省『事業継続力強化計画』の認定を受けた。



経済産業省『事業継続力強化計画』
認定証

（２）労働環境の整備

製図作業は完全にデジタル化されており、手描きの製図台を使用した作業は行われていない。このような手段の変化に対応するため、当社の技術部の作業エリアでは、設備投資と労働環境の物理的整備（効率的なレイアウト、適切な照明設備の設置等）が施されている。労働災害は過去 10 年間、発生していない。



技術部 設計部門での作図作業

（３）社員教育の充実

当社の受託業務における成果物は計画書および設計図書であり、作成責任者および社内では審査者は『技術士（上下水道部門）』等の当該業務に対応する国家資格を有していなければならない（作図作業自体には資格は不要）。そこで資格取得についての費用補助制度を設けており、取得に係る費用を補助している。また、資格を取得した際には報奨金（技術士で 30 万円）を支給している。なお、これまでにこの制度を利用して 2 名の社員が資格を取得している。

（４）雇用

当社では、以前は 60 歳で定年としていたが 2015 年に定年制を変更し、2025 年 12 月現在では一律 65 歳定年としている。今後も社員の長期雇用を実現するために、さらに定年制を延長して 70 歳定年を導入することとしている。その後は高齢の社員勤務状況を注視し、状況によっては定年制自体の廃止も検討している。

また、ベテラン社員の持つ知識や経験などは当社にとって無形のリソースであり、若い社員への伝承も課題となっている。また、日本の水道事業の現状から、将来にわたって当社の社会的な役割は小さくはならないことが容易に予想され、優秀な従業員を確保し続けることが不可欠である。そこで、外国人の高度人材も含めて雇用を拡大し、社員の増加を実施していく予定である。

（５）賃金

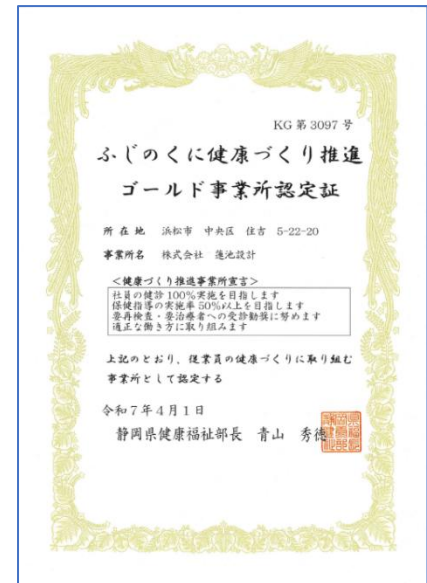
前述のとおり、当社では現在の受注高や業務粗利益も全体での会議の際に公開しており、企業の経営状態もオープンにしている。2025 年 4 月に前年比 5.5%を賃上げ済であり、2026 年 4 月にも同 6.0%の賃上げを予定している。今後も「同一労働同一賃金」を原則として、非正規社員も含めた社員全員に対して遂行する任務にふさわしい報酬の水準を維持していくとしている。

(6) 『ふじのくに健康づくり推進事業所』宣言²の認定

設計業務は属人的な側面が強く、以前は時間外労働もかなり長時間に及んでいた。図面のデジタル化への早期対応に加えて、社内の情報共有や社員の意識改革にも取り組んでおり、現在は一人当たりの時間外労働は平均 12 時間/月程度に抑制されている。また、有給休暇の年間取得日数は平均 14 日で非正規雇用の社員も含めた全員が法定の最低取得日数を取得しており、対象者の産休（産前産後休業）、育休（育児休業）の取得率は 100%である。なお、当然ながら労働安全衛生法に基づいて従業員に対して実施する義務のある健康診断の受診率は長年にわたって 100%を維持している。このような取組の結果、2025 年 12 月現在で全社員の平均勤続年数は 12 年となっている。

これらの様々な社員の働き方改革や健康管理を継続してきた当社は、2019 年度に静岡県の『ふじのくに健康づくり推進事業所』宣言を行った。以降の年度も継続して健

康経営を推進し、2025 年度からは『ふじのくに健康づくり推進ゴールド事業所』と最高位へランクアップしている。



『ふじのくに健康づくり推進
ゴールド事業所』認定証

2-2 社会経済面での活動

(1) 新たな有害物質への対応

2025 年 12 月現在では「水道法」および「水質基準に関する省令」に基づき 51 項目の水質基準が設けられている。しかし水質基準に指定されていないものでも近年、問題視されている PFAS などのように新たに人体や環境に悪影響を及ぼす物質が発生・発見される可能性がある。

現在は除去が努力目標である PFAS などが将来、基準値未満の濃度への処理が必要になっても、その設備の設計などに対応が可能でなければならない。当社には水処理施設の設計にもノウハウがあるが、新たな汚染物質についての絶え間ない情報収集と技術研究が必要であり、組織としてノウハウの蓄積を進めていく方針である。具体的には技術部内に研究チームを置き、汚染物質とその処理方法や処理設備について情報収集と研究を行い、社内の勉強会で社員に共有していくものである。これらの活動をもって、当社がより広い分野で安心安全な水の供給と公共インフラの維持管理に貢献できるものと考えている。

2-3 自然環境面での活動

(1) 太陽光発電装置の設置による CO2 排出量の削減

² 静岡県の健康寿命の更なる延伸を目指し個人の健康づくりや事業所の健康経営の取組を後押しするため、企業や事業所が従業員の健康管理や維持・増進のための具体的な取組目標を宣言し、その取組を県が支援する制度。宣言の継続（更新）年数によって 4 段階のランクがあり、7 年目からは最高位のゴールドとなる。

『事業継続力強化計画』には含まれていないが、非常事態における電源の確保の一環や、気候温暖化対策として、2024年に社屋の屋上に太陽光発電システムを設置した。当社は浜松市中央区のやや高台に位置しており発電の稼働率は高く2025年の年間の太陽光発電量は約1,275kWhであった。自社発電で得られた電力は社内の電源として使用しており、余剰分の電力を売電している。

(2) DX化によるペーパーレス体制

建築設計の分野では、1980年代にCAD設計の汎用ソフトウェア「AutoCAD」が登場して以来、パソコンの低価格化も相まって1990年代には急速にデジタル化が進んだ。特に2001年以降は国土交通省で電子納品（CALS/EC）が義務づけられてからは手描きの図面は姿を消している。

当社でも図面作成のデジタル化への取り組みは早く、設計業務はもちろん、ほとんどの業務でペーパーレス化を進めている。また、紙ベースで作成・保存されていた過去の設計図書などのデジタル化（データベース化）を約8年前から開始しており、必要な場合は必要な箇所だけを画面上で確認できるなど、社内業務だけでなく水道事業者との情報共有で必要としていた検索・運搬・紙の複写・人の移動などのエネルギーを極力、削減する体制を構築している。

なお、DXの最大の課題はセキュリティであるが、データはクラウドを含めて複数のバックアップが行われており、社屋の物理的な被害によるデータ損壊・流出のリスクを回避している。なお、情報セキュリティの知識・技能を持つ複数社員がデータやシステムの保護を担当しており、これまでインシデントが発生したことはない。

3. 包括的分析

3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて、当社の水道事業に関する基本計画の策定を始めとする水道事業の設計業務について網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして、「住居」、「雇用」、「賃金」、「資源強度」が、ネガティブ・インパクトとして、「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「廃棄物」が抽出された。

3-2 個別要因を加味したインパクトエリア/トピックの特定

当社の個別要因を加味して、当社のインパクトエリア/トピックを特定した。

その結果、ポジティブ・インパクトでは、当社では一般住宅の家屋に関する設計業務は行っていないことから「住居」を削除し、当社の事業の対象が公共インフラである水道事業であることから「水」、「インフラ」を、資格取得にかかる奨励制度の設置により「教育」を、PFAS など新しい汚染物質の除去方法の研究等の取組みにより「廃棄物」を追加した。

また、ネガティブ・インパクトでは、災害時の事業継続計画の策定を「自然災害」、定年延長の取組を「年齢差別」に追加した。さらに、当社の平均給与は同業種と比較して高いことから「賃金」を、オフィス業務が主でありデジタル化により紙の使用量の削減する取組が確認されていることから「廃棄物」を削除した。

3-3 特定されたインパクトエリア/トピックとサステナビリティ活動の関連性

当社のサステナビリティ活動のうち、ポジティブ面のインパクトは、当社の雇用拡大や賃上げは「雇用」、「賃金」に貢献し、新しい汚染物質への対応の取組は社会に清浄・豊富・低廉な水を安心・安全に供給することにつながっており「水」、「廃棄物」に貢献し、水を供給する施設の維持管理や更新にかかる取組は「インフラ」に貢献し、太陽光発電装置の設置は「資源強度」に貢献する。

一方、ネガティブ面においては、働きやすい環境整備を通じた労働災害の発生抑制や時間外労働時間の削減、有給休暇の取得促進は「健康および安全性」に、資格取得に関する補助・報奨は「社会的保護」に、今後も拡大を検討している定年制の延長は「年齢差別」に貢献する。

3-4 インパクトエリア/トピックの特定方法

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いたインパクト分析結果を参考に、当社のサステナビリティに関する活動を同社の HP、提供資料、ヒアリング等から網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境や地域特性等を勘案し、当社が社会・環境・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、同社の活動が、対象とするエリアやサプライチェーンにおける社会・環境・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの低減に最も貢献すべき活動を、インパクトエリア/トピックとして特定した。

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いたインパクト分析結果】

インパクト エリア	インパクト トピック	既定値		修正値	
		ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
人格と人の安全保障	紛争				
	現代奴隷				
	児童労働				
	データプライバシー				
	自然災害				
健康および安全性					
資源とサービスの入手 可能性、アクセス可能 性、手ごろさ、品質	水				
	食料				
	エネルギー				
	住居				
	健康と衛生				
	教育				
	移動手段				
	情報				
	コネクティビティ				
	文化と伝統				
	ファイナンス				
生計	雇用				
	賃金				
	社会的保護				
平等と正義	ジェンダー平等				
	民族・人種平等				
	年齢差別				
	その他の社会的弱者				
強固な制度・平和・安定	法の支配				
	市民的自由				
健全な経済	セクターの多様性				
	零細・中小企業の繁栄				
インフラ					
経済収束					
気候の安定性					
生物多様性と生態系	水域				
	大気				
	土壌				
	生物種				
	生息地				
サーキュラリティ	資源強度				
	廃棄物				

4. KPI の設定

特定されたインパクトエリア/トピックのうち、社会・社会経済・自然環境に対して一定の影響が想定され、当社の経営の持続可能性を高める項目について、以下のとおり KPI が設定された。

4-1 社会面

インパクトレーダーとの関連性	雇用
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	従業員の増加
取組内容	外国人高度人材も視野に入れた幅広い採用活動を実施することで従業員数を増加させる。
SDGs	8. 5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 8. 8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 
KPI (指標と目標)	2030 年 4 月までに従業員を 5 名増加させる。

インパクトレーダーとの関連性	賃金
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	継続的な賃上げの実施
取組内容	同一労働同一賃金の原則のもと、社員の給与水準を引き上げる。
SDGs	8. 5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 8 働きがいも経済成長も  10. 4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 10 人や国の不平等をなくそう 
KPI（指標と目標）	2026 年 4 月に 6.0%の賃上げを実施し、以降の年度は前年の利益率の範囲内で賃上げを実施する。

インパクトレーダーとの関連性	健康および安全性
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	①労働災害の発生の徹底的な防止 ②時間外労働時間の削減
取組内容	①労働環境の継続的改善を行う。 ②社内の情報共有環境を高度化させる。
SDGs	3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。  8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 
KPI（指標と目標）	①労働災害の発生件数ゼロを維持する。 ②2030 年 4 月までに、一人当たりの月間時間外労働時間を半減する。

インパクトレーダーとの関連性	年齢差別
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの低減
テーマ	定年制の引き上げ
取組内容	年齢による就労の制限を軽減する。
SDGs	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。  10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 
KPI（指標と目標）	2027 年 4 月までに定年 70 歳制を実施する。以降は勤務状況等を注視して定年を延ばす取組を行い、定年制の廃止も検討する。

4-2 社会・社会経済・自然環境面

インパクトレーダーとの関連性	水、インフラ、廃棄物
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	新たな汚染物質への対応
取組内容	「蛇口を開ければ水が出る当たり前」を守るため、合理的な設計を通じてインフラの維持・更新に貢献し、地域社会に対する清浄・豊富・低廉な水の供給を支える。
SDGs との関連性	6.1 2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 6 安全な水とトイレを世界中に 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 12 つくる責任 つかう責任
KPI（指標と目標）	売上高を前年対比 10%以上、每期、増加させる。

4-3 社会・自然環境面

インパクトレーダーとの関連性	水、廃棄物
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	新たな汚染物質への対応
取組内容	汚染物質の除去および処理施設の研究や情報収集を担うチームにより、安心安全な水を社会に提供できるインフラ整備に貢献する。
SDGs との関連性	6.1 2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。  
KPI（指標と目標）	2027 年 4 月までに技術部に汚染物質の除去および処理施設の研究や情報収集を担うチームを設置し、以後の年度は年 2 回のレクチャーを社内向けに実施する。

ネガティブ・インパクトとして特定しているものの KPI を設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
自然災害	事業継続力強化計画の策定	策定済みの計画に沿って災害に対処することが可能であり、今後も計画のアップデートを行っていく。
社会的保護	一般的な福利厚生制度を整備し 資格取得費を会社負担	既に一般的な福利厚生制度を整備しており、資格取得費の会社負担の取組を今後も継続していく。

5. マネジメント体制

最高責任者	代表取締役 蓮池康彦氏
実行責任者 兼プロジェクトリーダー	技術部長 角皆 太氏
担当部署	技術部

6. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、浜松磐田信用金庫と当社の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年 1 回実施するほか、日ごろの情報交換や営業活動の場等を通じて実施する。

浜松磐田信用金庫は、KPI の達成に必要な資金及びその他のリソースの提供、浜松磐田信用金庫が持つネットワークから外部の資源ともマッチングすることで KPI の達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI については、達成後もその水準を維持しているか確認し、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、浜松磐田信用金庫と当社が協議の上、再設定を検討する。

以上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、一般財団法人しんきん経済研究所（以下、しんきん経済研究所）が、浜松磐田信用金庫から委託を受けて実施したもので、しんきん経済研究所が浜松磐田信用金庫に対して提出するものです。
2. しんきん経済研究所は、依頼者である浜松磐田信用金庫及び浜松磐田信用金庫がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する株式会社蓮池設計から供与された情報と、しんきん経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（U N E P F I）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、E S G金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的な考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者及び本件問合せ先>

一般財団法人しんきん経済研究所
主席研究員 森 達也

〒432-8036

静岡県浜松市中央区東伊場二丁目7番1号

浜松商工会議所会館5階

T E L : 053-452-1510 F A X : 053-401-6511

第三者意見書

2026 年 3 月 31 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社蓮池設計に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：浜松いわた信用金庫

評価者：一般財団法人しんきん経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、浜松いわた信用金庫が株式会社蓮池設計（「蓮池設計」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、一般財団法人しんきん経済研究所（「しんきん経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使用を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。浜松いわた信用金庫は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、しんきん経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、浜松いわた信用金庫及びしんきん経済研究所にそれを提示している。なお、浜松いわた信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクト

トエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

浜松いわた信用金庫及びしんきん経済研究所は、本ファイナンスを通じ、蓮池設計の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、蓮池設計がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

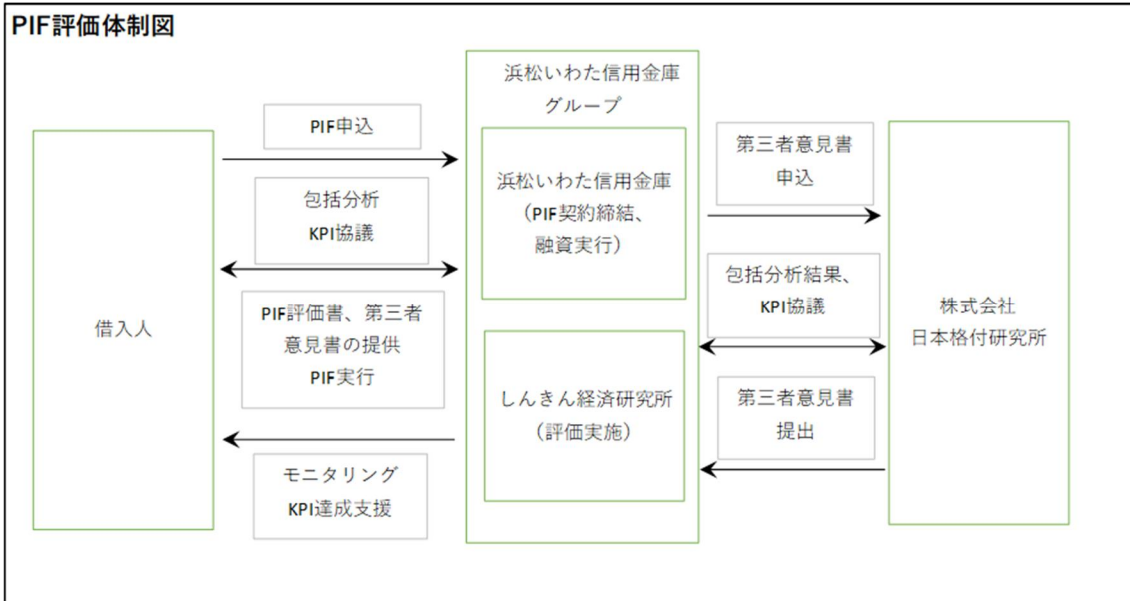
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、浜松いわた信用金庫が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 浜松いわた信用金庫は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(出所：浜松いわた信用金庫提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、浜松いわた信用金庫では社内規程を整備している。
- (3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、浜松いわた信用金庫からの委託を受けて、しんきん経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全てしんきん経済研究所が作成した評価書を通して浜松いわた信用金庫及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、しんきん経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面

のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である蓮池設計から貸付人である浜松いわた信用金庫及び評価者であるしんきん経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

稲村 友彦

稲村 友彦



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) 外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル